

千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に、第4条に定める補助対象者が次の各号に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令等に準拠して導入した事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (5) 窓の断熱改修
- (6) 電気自動車
- (7) プラグインハイブリッド自動車
- (8) 燃料電池自動車
- (9) V2H充放電設備
- (10) 集合住宅用充電設備
- (11) 住民の合意形成のための資料

2 前項の補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅の要件)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、別表2に掲げる要件を満たすものとする。

2 別表2における居住とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。

(補助対象者の要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、別表3に掲げる共通事項及び補助対象設備ごとの要件をすべて満たす者とする。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、

別表4のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、当該導入費用に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料以外の補助対象設備の種類ごとに、一の住宅につき1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の導入にあっては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を導入する場合にはこの限りではない。
- 4 補助金は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、補助事業を実施する者ひとりにつき1回に限り交付する。
- 5 補助金は、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料にあっては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事につき1回に限り交付する。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料以外の補助対象設備に係るものであって当該設備を所有する場合にあっては千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（当該設備をリースで借り入れる場合にあっては千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（共同申請用）（様式第1号の2））に、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料に係るものであって当該設備を所有する場合にあっては千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（集合住宅用充電設備用）（様式第1号の3）（当該設備をリースで借り入れる場合にあっては千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（集合住宅用充電設備用）（共同申請用）（様式第1号の4））に、別表5に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、補助事業により導入した設備を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しないこととする。

（交付等の決定）

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）によるものとする。

- 2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補

助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 第6条の規定により交付の申請をした者が、当該申請を取り下げる場合は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

2 前項の交付請求書は、別表6に掲げる日までに市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）によるものとする。

（補助金の返還）

第12条 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金返還命令書（様式第7号）によるものとする。

（財産の管理）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分制限）

第14条 規則第20条第2号に規定する市長の定めるものは、補助事業により取得した補助対象設備（住民の合意形成のための資料を除く。）とする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の各号に定める補助対象設備ごとにそれぞれ当該各号に定める日から起算し

て、別表7のとおりとする。

- (1) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車にあっては、自動車検査証の登録年月日。
 - (2) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車以外の補助対象設備（住民の合意形成のための資料を除く。）既築住宅にあっては、補助対象設備の導入に係る工事の完了日、新築住宅及び建売住宅（住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものに限る。以下同じ。）にあっては当該住宅の引渡日。
- 3 補助金の交付を受けた者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得した補助対象設備の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第8号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。
 - 4 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、正当な理由があると認めた場合にあっては、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請をした者に対し千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分承認通知書（様式第9号）により通知するものとし、正当な理由がないと認めた場合にあっては、財産処分の不承認を決定するとともに、当該申請をした者に対し千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分不承認通知書（様式第10号）により通知するものとする。
 - 5 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認の通知を受けた場合において、補助対象設備の処分をしたときは、その旨を千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分報告書（様式第11号）により市長に報告するとともに、財産処分制限期間に対する補助対象設備の処分をした日の翌日から財産処分制限期間の満了の日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
 - 6 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（協力の要請）

第15条 市長は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

（設備の導入に係る環境配慮）

第16条 補助対象設備を導入する者は、設備の導入に伴う周辺環境への影響について十分に配慮するものとする。

（その他）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月●日から施行する。

別表1 補助対象設備の要件（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	<p>(1) 太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもののうち、次の要件を満たすもの。</p> <p>ア 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>イ 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(ア) 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。</p> <p>(イ) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>(ウ) 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。</p> <p>(2) 設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 交付申請する年度の前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間に、当該設備の導入に係る工事が開始され、かつ、当該設備の導入が完了したものであること。</p>
ZEH	<p>(1) 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であって、ZEHの定義（改定版）〈戸建住宅〉（平成31年2月資源エネルギー庁）における「ZEHの定義」（Nearly ZEH及びZEH Orientedを除く。）を満たすもののうち、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 国が実施するZEHを対象とした補助金に係る書類によりZEHであることが示されていること。</p> <p>イ BELSによりZEHであることが示されていること。</p> <p>(2) 新築住宅及び建売住宅（住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものに限る。以下同じ。）の場合は、交付申請する年度の前年度の2月1日から当該</p>

設備の種類	設備の要件
	<p>年度の1月31日までの間に引き渡されたものであること（既築住宅の改修の場合は、当該期間中に工事が完了したものであること。）。</p>
<p>家庭用燃料電池システム （エネファーム）</p>	<p>（1）燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。</p> <p>（2）交付申請をする年度の4月1日から1月31日までの間に、当該設備の導入に係る工事が開始され、かつ、当該設備の導入が完了したものであること（建売住宅の場合は、当該期間の間に引き渡されたものであること。）。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>（1）リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>（2）交付申請する年度の4月1日から1月31日までの間に、当該設備の導入に係る工事が開始され、かつ、当該設備の導入が完了したものであること（建売住宅の場合は、当該期間の間に引き渡されたものであること。）。</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>（1）既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するにあたり、国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接するすべての窓を断熱化すること。</p> <p>※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）。</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p>

設備の種類	設備の要件
	<p>※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。</p> <p>※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。</p> <p>(2) 交付申請する年度の4月1日から1月31日までの間に、当該設備の導入に係る工事が開始され、かつ、当該設備の導入が完了したものであること。</p>
電気自動車	<p>(1) 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。</p> <p>ただし、原則として自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(2) 補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該電気自動車を導入する住の住所であること。</p> <p>(4) 自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が、次のア及びイに掲げる場合に応じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる年月日であること。</p> <p>ア 別表3に掲げる住宅用太陽光発電設備を併設する場合又は住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合 初度登録年月が第6条の規定により交付の申請をする年度の4月から1月までの月、かつ、交付年月日が当該年度の4月1日から1月15日までの日</p> <p>イ ア以外の場合の補助を受けようとする場合 初度登録年月が第6条の規定により交付の申請をする年度の前年度の1月から当該申請をする年度の1月までの月、かつ、交付年</p>

設備の種類	設備の要件
	<p>月日が当該申請をする年度の前年度の1月16日から当該申請をする年度の1月15日までの日</p> <p>(5) 自動車検査証の使用者が補助事業を実施する者であること。</p> <p>(6) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、原則として自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該プラグインハイブリッド自動車を導入する住宅の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が、次のア及びイに掲げる場合に応じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる年月日であること。</p> <p>ア 別表3に掲げる住宅用太陽光発電設備を併設する場合又は住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合 初度登録年月が第6条の規定により交付の申請をする年度の4月から1月までの月、かつ、交付年月日が当該年度の4月1日から1月15日までの日</p> <p>イ ア以外の場合の補助を受けようとする場合 初度登録年月が第6条の規定により交付の申請をする年度の前年度の1月から当該申請をする年度の1月までの月、かつ、交付年月日が当該申請をする年度の前年度の1月16日から当該申請をする年度の1月15日までの日</p> <p>(4) 自動車検査証の使用者が補助事業を実施する者であること。</p> <p>(5) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>

設備の種類	設備の要件
燃料電池自動車	<p>搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該燃料電池自動車を導入する住宅の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の初度登録年月が第6条の規定により交付の申請をする年度の前年度の1月から当該申請をする年度の1月までの月であり、かつ、交付年月日が当該申請をする年度の前年度の1月16日から当該申請をする年度の1月15日までの日であること。</p> <p>(4) 自動車検査証の使用者が補助事業を実施する者であること。</p> <p>(5) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている燃料電池自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>
集合住宅用充電設備	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するために導入する次の設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>(1) 急速充電設備</p> <p>電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(2) 普通充電設備</p> <p>漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備</p>

設備の種類	設備の要件
	<p>主として電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他設備一式を備えたものをいう。</p> <p>(4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド (4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。</p>
住民の合意形成のための資料	<p>集合住宅の管理組合が充電設備の導入についての住民の合意形成のために必要な資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当該資料を使用することにより、当該管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。</p>

別表2 補助対象設備を導入する住宅の要件（第3条関係）

設備の種類	住宅の要件
太陽光発電システム	<p>(1) 既築住宅であること（当該設備の導入に係る工事に着手する前日までに、補助事業を実施する者自ら居住していること。）。</p> <p>(2) 第6条の規定により交付の申請をする日までに、次のいずれかの設備が設置されていること。</p> <p>ア 定置用蓄電システム（別表1に掲げる要件に該当するものに限る。）</p> <p>イ V2H充放電設備（別表1に掲げる要件に該当するものに限る。）</p> <p>(3) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
ZEH	<p>(1) 戸建て住宅であること。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 第6条の規定により交付の申請をする日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるも</p>

設備の種類	住宅の要件
	<p>のをいう。以下同じ。)が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 既築住宅であること(当該設備の導入に係る工事に着手する前日までに、補助事業を実施する者自ら居住していること。)</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 第6条の規定により交付の申請をする日までに、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。</p> <p>(2) 別表1に掲げる住宅用太陽光発電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第6条の規定により交付の申請をする日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電できること。なお、当該住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(3) 別表1に掲げる住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第6条の規定により交付の申請をする日までに次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電できること。なお、当該住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p>

設備の種類	住宅の要件
	<p>イ V2H充放電設備（別表1に掲げる要件に該当するものに限る。）が設置されていること。なお、当該V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 第6条の規定により交付の申請をする日までに、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。</p> <p>(2) 住宅用太陽光発電設備が設置されていること。なお、当該住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(3) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が入居されていること。</p> <p>なお、当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車は、新規導入・導入済みを問わないが、自動車検査証（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項。以下同じ。）の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものであり、自動車検査証の使用の本拠の位置が、V2H充放電設備を導入する住宅の住所と同一であること。</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1) 既築の共同住宅又は長屋（以下「集合住宅」という。）であり、導入される当該設備が集合住宅に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）において居住者が利用できるものであること。</p> <p>(2) 別表4に掲げる住民以外にも補助対象設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、第6条の規定により交付の申請をする日までに、当該設備を導入する集合住宅の敷地の外から、住民以外にも当該設備を利用することができる旨が記載された案内板が確認できること。</p>
住民の合意形成のための資料の作成	<p>(1) 集合住宅の管理組合が管理する集合住宅であること。</p>

別表3 補助対象者の要件（第4条関係）

設備の種類	補助対象者の要件
共通事項	<p>(1) 個人（集合住宅用充電設備を導入する者は除く。）にあっては、補助対象設備を導入した住宅に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている住所をいう。）を有すること。</p> <p>(2) 市に納付すべき税（延滞金を含む。）を滞納していないこと。</p> <p>(3) 補助対象設備の導入費用を負担して当該設備を所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し（第2条第1項第2号及び第11号に掲げる補助対象設備を除く。）、次号のリース事業者が所有する場合を含む。）。</p> <p>(4) 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、次のいずれかに該当するリース契約に基づき、当該設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと。また、リース事業者は、当該設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること。</p> <p>ア リース期間が第14条第2項に定める財産処分制限期間以上であること。</p> <p>イ リース期間の終了後、当該設備を導入した者が当該設備を購入する契約となっていること。</p> <p>(5) 同一の補助対象設備について、市が交付する他の補助金の交付の申請を行わないこと。</p> <p>(6) 規則第4条の2各号に規定する者でないこと。</p>
太陽光発電システム	<p>(1) 千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p> <p>(2) 千葉県が実施する太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業により、補助対象設備をリースしていないこと。</p> <p>(3) 次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 補助対象設備を導入する住宅について補助事業を実施する者以外の所有者がある場合は、すべての当該所有者から補助事業の実施についての同意を得ていること。</p> <p>イ 自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、当該設備を導入する住宅において、当該設備と同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。</p>

<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備</p>	<p>(1) 千葉県が実施する太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業により、補助対象設備をリースしていないこと。</p> <p>(2) 次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 補助対象設備を導入する住宅について補助事業を実施する者以外の所有者がある場合は、すべての当該所有者から補助事業の実施についての同意を得ていること。</p> <p>イ 自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、当該設備を導入する住宅において、当該設備と同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。</p>
<p>ZEH、窓の断熱改修</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 補助対象設備を導入する住宅について補助事業を実施する者以外の所有者がある場合は、すべての当該所有者から補助事業の実施についての同意を得ていること。</p> <p>イ 自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、当該設備を導入する住宅において、当該設備と同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。</p>
<p>電気自動車、プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>当該設備を導入する住宅において、当該設備と同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。</p>
<p>燃料電池自動車</p>	<p>同上</p>
<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>(1) 同一の工事に係る同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(2) 当該設備を導入する集合住宅の管理組合又は所有者であり、当該設備の導入について国の補助金の交付決定通知を受けていること。</p>
<p>住民の合意形成のための資料</p>	<p>同一の工事に係る同じ種類の補助対象設備についてこの要綱に基づく補助金その他の市の補助金の交付を受けていないこと。</p>

別表4 補助対象経費及び補助金の額（第5条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電システム	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	単価1.5万円/キロワット（上限6万円） ※太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワットあたりの単価を乗じて得た額とする。
ZEH	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、国の補助金の補助対象設備の要件を満たす高断熱外皮（既築住宅において行う窓の断熱改修を除く。）、空調設備、給湯設備（強制循環式の太陽熱利用システム及び家庭用燃料電池システム（エネファーム）を除く。）及び換気設備の設置費、工事費（据付・配線・配管工事等）	上限10万円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限7万円
窓の断熱改修	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額	補助対象経費×1/4 （上限8万円）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
	縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等) ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は補助対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその高官に要する工事費は対象経費に含まない。	
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、自動車本体の購入費	【住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合】 上限15万円
		【住宅用太陽光発電設備を併設する場合】 上限10万円
		【自動車のみの場合】 (普通・小型自動車) 上限5万円 (軽自動車) 上限3万円
燃料電池自動車	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、燃料電池自動車本体の購入費	上限30万円
V2H充放電設備	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうちV2H充放電設備本体の購入費	補助対象経費×1/10 (上限25万円)
集合住宅用充電設備	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの本体の購入費	【住民のみ充電設備を利用可能な場合】 設備本体の購入費から当該購入費に係る国の補助金額を差し引いた額×1/2 (急速充電設備：上限50万円×設置する充電設備の基数※)

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
		<p>(普通充電設備：上限20万円×設置する充電設備の基数※) ※複数口の充電設備にあつては、その口数</p> <p>【住民以外も充電設備を利用可能な場合】 設備本体の購入費から当該購入費に係る国の補助金額を差し引いた額×2/3</p> <p>(急速充電設備：上限66万円×設置する充電設備の基数※) (普通充電設備：上限33万円×設置する充電設備の基数※) ※複数口の充電設備にあつては、その口数</p>
住民の合意形成のための資料	補助事業を実施する者が負担した導入費用のうち、充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）	上限15万円

※各設備とも、補助事業を実施する者が負担する導入費用の額が上表の補助金の額よりも小さい場合は当該導入費用を上限とし、補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表5 交付申請書類（第6条関係）

設備の種類	添付する書類
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票の写し（住民情報について市が確認することに同意する場合は省略することができる。集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く。） (2) 申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書 (3) 補助対象設備の導入に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し（当該導入をリースで行う場合にあっては、リース契約書の写し。補助対象設備の型式等が不明である場合はそれらを明らかにする書類を含む。） (4) 補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書 (5) 補助対象設備の導入費用の支払いを証する書類（当該導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費及び工事費が確認できる書類）及びその内訳書の写し（当該導入費用の内訳を明らかにする書類を含む。） (6) 工事の開始日及び完了日又は建売住宅の引渡日を明らかにする書類 (7) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し（住民の合意形成のための資料を除く。） (8) 補助対象設備の導入状況が確認できる写真（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車にあっては、当該設備の保管場所において撮影した写真） (9) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の断熱改修にあっては、窓の性能を証明する書類の写しで代えることができる。電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び住民の合意形成のための資料を除く。） (10) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備を導入する住宅が、「別表2 太陽光発電システムにおける(2)」に該当することを証明する書類の写し (2) 補助対象設備の導入に係る工事の着手前の現況写真 (3) 補助対象設備の配置図

設備の種類	添付する書類
Z E H	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）の評価書の写し（評価書にZ E Hであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されているものであること。）（「別表1 Z E Hにおける（1）イ」に該当する場合に限る。）</p> <p>(2) 国が実施するZ E Hを対象とした補助金の執行団体から送付を受けた交付決定通知書及び額確定通知書の写し（「別表1 Z E Hにおける（1）ア」に該当する場合に限る。）</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類（「別表1 Z E Hにおける（1）イ」に該当する場合に限る。）</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象設備を導入する住宅が、「別表2 定置用リチウムイオン蓄電システムにおける（1）」に該当することを証明する書類
窓の断熱改修	<p>(1) 補助対象設備の導入に係る工事の着手前の現況写真</p> <p>(2) 当該住宅の平面図及び立面図</p> <p>(3) 当該導入費用に国その他の団体からの補助金充当額を証する書類</p>
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 自動車検査証の写し ただし、自動車のみの場合の補助金の交付を申請するときは、自動車検査証記録事項の写しを提出すれば自動車検査証の写しの提出を省略することができる。</p> <p>(2) 別表4に掲げる住宅用太陽光発電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入する者が居住する住宅が、「別表2 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車における（2）」に該当することを証する書類</p> <p>(3) 別表4に掲げる住宅用太陽光発電設備及びV 2 H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、当該電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入する者が居住する住宅が、「別表2 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車における（3）」に該当することを証する書類</p>

設備の種類	添付する書類
燃料電池自動車	<p>自動車検査証の写し</p> <p>ただし、自動車検査証記録事項の写しを提出すれば自動車検査証の写しの提出を省略することができる。</p>
V 2 H 充放電設備	<p>(1) 補助対象設備を導入する住宅が別表 2、V 2 H 充放電設備における (2) (3) に該当することを証する書類</p> <p>(2) 当該導入費用に国その他の団体からの補助金充当額を証する書類</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1) 国の補助金に係る交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し並びに実績報告書類一式の写し</p> <p>(2) 国の補助金に係る交付決定後に変更の申請を行っている場合にあっては、国の補助金に係る実績報告に係る額の確定書類の写し</p> <p>(3) 集合住宅の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し（集合住宅の所有者である場合を除く。）及び当該代表者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票等）の写し（アに含まれる場合を除く。）</p> <p>(4) 当該設備を導入する住宅が集合住宅であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第 6 条の規定による確認済証、賃貸契約書等で集合住宅であることが明記されている書類）</p> <p>(5) 別表 4 に掲げる住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、集合住宅の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真</p>
補助対象設備が住民の合意形成のための資料	<p>(1) 集合住宅用充電設備に掲げる書類</p> <p>(2) 作成した充電設備の設置場所の見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し及び管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等</p>

別表6 請求書の提出（第10条関係）

設備の種類	請求書提出期限
太陽光発電システム	補助金を申請した日の属する年度の3月10日
ZEH	同上
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	同上
定置用リチウムイオン蓄電システム	同上
窓の断熱改修	同上
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	同上
燃料電池自動車	同上
V2H充放電設備	同上
集合住宅用充電設備	同上
住民の合意形成のための資料	同上

※請求書提出期限が千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その直後の休日でない日

別表7 財産処分制限期間（第12条関係）

設備の種類	財産処分制限期間
太陽光発電システム	17年
ZEH	6年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
燃料電池自動車	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年